

うさぎ訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社叶夢が設置するうさぎ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要ときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業の名称及び所在地）

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 主たる事業所
 - ① 名称：うさぎ訪問看護ステーション
 - ② 所在地：東京都墨田区業平 1-8-2 TM業平ビル3階
- (2) 出拠所
 - ① 名称：うさぎ訪問看護ステーション 文京営業所
 - ② 所在地：東京都文京区白山 1-31-16 1階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師
1名管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合はステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 適当数
看護職職員の代わりに、看護業務の一環としてリハビリテーションを担当する。

（営業日及び営業時間等）

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後6時までとする。
 - 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

ただし、医療保険適用となる場合を除く。

介護保険の被保険者が医療保険適応となる場合は以下のとおり

末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別訪問看護指示書を交付された利用者等

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活の看護
健康状態の観察、疾病予防・悪化防止の支援、栄養・食事摂取のケア、排泄のケア、療養環境の整備、療養生活の助言、寝たきり・床ずれ予防、コミュニケーションの支援
- (2) 医療処置・管理
チューブ類の管理、服薬指導、床ずれ・創傷処置、医療機器の管理、その他医師の指示による処置、管理等
- (3) リハビリテーションに関すること。(理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心にしたものとする)
- (4) 認知症の看護や精神心理的看護
- (5) ターミナルケア
- (6) 家族の支援に関すること、家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理
- (7) 各種在宅サービスの相談

(緊急時における対応方法)

第10条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割または3割を収めるものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、利用者負担額に定めた支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 実費
- (3) 予定訪問前日 18 時までキャンセルの申し出がない場合には利用者負担の 100%をキャンセル料として徴収する。ただし、病状の急変による受診・入院について負担はないものとする

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、墨田区、江東区、江戸川区、台東区、文京区、豊島区、千代田区、新宿区、北区とする。

(相談・苦情対応)

第13条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第15条 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 3 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
 - 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 6 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 7 指定訪問看護の提供に利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束又は行動を制限する行為を行わない。
 - 8 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第17条 1 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(従業者の就業環境の確保について)（パワハラ・セクハラの防止）

- 第18条 1 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

(その他重営についての留意事項)

- 第19条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後3ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年×1回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。

附 則

- この規程は、平成28年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月1日から施行する。
- この規程は、令和1年 10月 1日から施行する。
- この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。
- この規定は 令和3年 4月 1日から施行する。
- この規定は 令和5年10月 1日から施行する。
- この規定は 令和6年 4月 1日から施行する。
- この規定は 令和7年 1月 6日から施行する。
- この規定は 令和7年 9月 1日から施行する。

介護訪問看護看護事業所 運営規程 別紙料金表

法定代理受領の場合は下記金額の1割又は2割、3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

サービス	(単位数)	利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314	3,579円	358円	716円	1,074円
30分未満	471	5,369円	537円	1,074円	1,611円
30分以上1時間未満	823	9,382円	938円	1,876円	2,815円
1時間以上1時間30分未満	1128	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円
理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	294	3,351円	334円	668円	1,002円
理学療法士等による訪問の場合(1日3回につき)	794	9,051円	901円	1,803円	2,705円

- 注 同一建物に対する減算に該当する場合 上記単位数の10%減
注 准看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位数の10%減
注 前年度の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合 1回につき8単位が減算
* 夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合 上記単位数の25%増
* 深夜(22:00～6:00)の場合 上記単位数の50%増

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,420円	342円	684円	1,026円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,700円	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,850円	285円	570円	855円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	28,500円	2,850円	5,700円	8,550円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,420円	342円	684円	1,026円
口腔連携強化加算	1月につき	50	570円	57円	114円	171円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
2人の看護師が同時に訪問	30分未満	254	2,895円	289円	579円	868円
	30分以上	402	4,582円	458円	916円	1,374円
看護師と看護補助者が同時に訪問	30分未満	201	2,291円	229円	458円	687円
	30分以上	317	3,613円	361円	722円	1,083円
サービス提供体制強化加算		6	68円	6円	13円	20円

2024年6月1日

介護予防訪問看護事業所 運営規程 別紙料金表

法定代理受領の場合は下記金額の1割又は2割、3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

サービス	(単位数)	利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303	3,454円	345円	691円	1,036円
30分未満	451	5,141円	514円	1,028円	1,542円
30分以上1時間未満	794	9,051円	905円	1,810円	2,715円
1時間以上1時間30分未満	1090	12,426円	1,243円	2,485円	3,728円
理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	284	3,237円	322円	645円	967円
理学療法士等による訪問の場合(1日3回につき)	426	4,856円	483円	967円	1,451円

- 注 同一建物に対する減算に該当する場合 上記単位数の10%減
- 注 准看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位数の10%減
- 注 前年度の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合
1回につき8単位が減算
- 注 理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定看護予防訪問看護を行った場合
1回につき5単位が減算
- 注 介護予防訪問看護費の減算を算定している利用者に更に12月を超えて指定看護予防訪問看護を行った場合
1回につき15単位が減算
- * 夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合 上記単位数の25%増
- * 深夜(22:00～6:00)の場合 上記単位数の50%増

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,420円	342円	684円	1,026円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,700円	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,850円	285円	570円	855円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	28,500円	2,850円	5,700円	8,550円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,990円	399円	798円	1,197円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,420円	342円	684円	1,026円
口腔連携強化加算	1月につき	50	570円	57円	114円	171円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,840円	684円	1,368円	2,052円
2人の看護師が同時に訪問	30分未満	254	2,895円	289円	579円	868円
	30分以上	402	4,582円	458円	916円	1,374円
看護師と看護補助者が同時に訪問	30分未満	201	2,291円	229円	458円	687円
	30分以上	317	3,613円	361円	722円	1,083円
サービス提供体制強化加算		6	68円	6円	13円	20円

2024年6月1日

訪問看護療養費指定訪問看護の費用（10割）

【医療保険適用料金】

（単位：円）

1. 訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費（Ⅰ）

1日につき

- (1) 保健師、助産師、看護師による場合

週3日目まで

5,550円

週4日目まで

6,550円

- (2) 准看護師による場合

週3日目まで

5,050円

週4日目まで

6,050円

- (3) 理学療法士、作業療法士、言語療法士による場合

5,550円

訪問看護基本療養費（Ⅱ）

同1日に2人

- (1) 保健師、助産師、看護師による場合

週3日目まで

5,550円

週4日目まで

6,550円

- (2) 准看護師による場合

週3日目まで

5,050円

週4日目まで

6,050円

- (3) 理学療法士、作業療法士、言語療法士による場合

5,550円

同1日に3人以上

- (1) 保健師、助産師、看護師による場合

週3日目まで

2,780円

週4日目まで

3,280円

- (2) 准看護師による場合

週3日目まで

2,530円

週4日目まで

3,030円

- (3) 理学療法士、作業療法士、言語療法士による場合

2,780円

訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅱ）

悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合

12,850円

訪問看護基本療養費（Ⅲ）

8,500円

難病複数回訪問看護加算

1日に2回の場合

- (1) 同一建物内1人

4,500円

- (2) 同一建物内2人

4,500円

- (3) 同一建物内3人以上

4,000円

1日に3回以上の場合

- (1) 同一建物内1人

8,000円

- (2) 同一建物内2人

8,000円

- (3) 同一建物内3人以上

7,200円

緊急訪問看護加算（1日につき）月14日目まで	2,650円
緊急訪問看護加算（1日につき）月15日目以降	2,000円
長時間訪問看護加算（週1日）（厚生労働大臣が定めるものの場合は週3日まで）	5,200円
乳幼児加算（1日につき）	1,300円
乳幼児加算（1日につき）（厚生労働大臣が定めるもの）	1,800円
複数名訪問看護加算	

看護職員が他の看護師などと同時に訪問看護を行う場合（週1日限度）

（1）同一建物内1人	4,500円
（2）同一建物内2人	4,500円
（3）同一建物内3人以上	4,000円

看護職員が他の准看護師などと同時に訪問看護を行う場合（週1日限度）

（1）同一建物内1人	3,800円
（2）同一建物内2人	3,800円
（3）同一建物内3人以上	3,000円

看護職員が他の看護補助者と同時に訪問看護を行う場合（週3日限度）

（1）同一建物内1人	3,000円
（2）同一建物内2人	3,000円
（3）同一建物内3人以上	2,700円

看護職員が他の看護補助者と同時に訪問看護を行う場合（厚生労働大臣が定める場合に限る）

1日に1回の場合

（1）同一建物内1人	3,000円
（2）同一建物内2人	3,000円
（3）同一建物内3人以上	2,700円

1日に2回の場合

（1）同一建物内1人	6,000円
（2）同一建物内2人	6,000円
（3）同一建物内3人以上	5,400円

1日に3回の場合

（1）同一建物内1人	10,000円
（2）同一建物内2人	10,000円
（3）同一建物内3人以上	9,000円

夜間・早朝訪問看護加算

夜間は午後6時から午後10時、早朝は午前6時から午前8時までの時間をい

深夜訪問看護加算

午後10時から午前6時までの時間をいう

2. 精神科訪問看護基本療養費

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）

1日につき

（1）保健師、看護師、作業療法士による場合	
週3日目まで 30分以上の場合	5,550円
週3日目まで 30分未満の場合	4,250円
週4日目まで 30分以上の場合	6,550円
週4日目まで 30分未満の場合	5,100円

(2) 准看護師による場合

週3日目まで 30分以上の場合	5,050円
週3日目まで 30分未満の場合	3,870円
週4日目まで 30分以上の場合	6,050円
週4日目まで 30分未満の場合	4,720円

訪問看護基本療養費（Ⅲ）

1 保健師、看護師、作業療法士による場合

(1) 同1日に2人

週3日目まで 30分以上の場合	5,550円
週3日目まで 30分未満の場合	4,250円
週4日目まで 30分以上の場合	6,550円
週4日目まで 30分未満の場合	5,100円

(2) 同1日に3人以上

週3日目まで 30分以上の場合	2,780円
週3日目まで 30分未満の場合	2,130円
週4日目まで 30分以上の場合	3,280円
週4日目まで 30分未満の場合	2,550円

2 准看護師による場合

(3) 同1日に2人

週3日目まで 30分以上の場合	5,050円
週3日目まで 30分未満の場合	3,870円
週4日目まで 30分以上の場合	6,050円
週4日目まで 30分未満の場合	4,720円

(4) 同1日に3人以上

週3日目まで 30分以上の場合	2,530円
週3日目まで 30分未満の場合	1,940円
週4日目まで 30分以上の場合	3,030円
週4日目まで 30分未満の場合	2,360円

精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）

精神科緊急訪問看護加算（1日につき）月14日目まで 2,650円

精神科緊急訪問看護加算（1日につき）月15日目以降 2,000円

長時間精神科訪問看護加算（週1日）（厚生労働大臣が定めるものの場合は週3日まで） 5,200円

複数名精神科訪問看護加算

1日1回の場合

保健師・看護師が他の保健師・看護師・作業療法士と同時に訪問看護を行う場合

(1) 同一建物内1人	4,500円
(2) 同一建物内2人	4,500円
(3) 同一建物内3人以上	4,000円

保健師・看護師が准看護師と同時に訪問看護を行う場合

(1) 同一建物内1人	3,800円
(2) 同一建物内2人	3,800円

(3) 同一建物内3人以上	3,400円
保健師・看護師が看護補助者・精神保健福祉士と同時に訪問看護を行う場合	
(1) 同一建物内1人	3,000円
(2) 同一建物内2人	3,000円
(3) 同一建物内3人以上	2,700円
1日に2回の場合	
保健師・看護師が他の保健師・看護師・作業療法士と同時に訪問看護を行う場合	
(1) 同一建物内1人	9,000円
(2) 同一建物内2人	9,000円
(3) 同一建物内3人以上	8,100円
保健師・看護師が准看護師と同時に訪問看護を行う場合	
(1) 同一建物内1人	7,600円
(2) 同一建物内2人	7,600円
(3) 同一建物内3人以上	6,800円
1日に3回の場合	
保健師・看護師が他の保健師・看護師・作業療法士と同時に訪問看護を行う場合	
(1) 同一建物内1人	14,500円
(2) 同一建物内2人	14,500円
(3) 同一建物内3人以上	13,000円
保健師・看護師が准看護師と同時に訪問看護を行う場合	
(1) 同一建物内1人	12,400円
(2) 同一建物内2人	12,400円
(3) 同一建物内3人以上	11,200円
夜間・早朝訪問看護加算	
夜間は午後6時から午後10時、早朝は午前6時から午前8時までの時間をい	2,100円
深夜訪問看護加算	
午後10時から午前6時までの時間をいう	4,200円
精神科複数回訪問看護加算	
1日に2回の場合	
(1) 同一建物内1人	4,500円
(2) 同一建物内2人	4,500円
(3) 同一建物内3人以上	4,000円
1日に3回以上の場合	
(1) 同一建物内1人	8,000円
(2) 同一建物内2人	8,000円
(3) 同一建物内3人以上	7,200円
訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナルケア療養費	
訪問看護管理療養費	
月の初回の訪問日	7,670円
2日目以降 訪問1日につき	3,000円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	(月1回) 780円

訪問看護医療DX情報活用加算	(月1回)	50円
24時間対応体制加算	(月1回)	6,800円
特別管理加算（特別な管理を必要とする利用者で厚生労働大臣が定める状況等にあるものが対象）	(月1回)	2,500円
重症度の高いものの場合	(月1回)	5,000円
特別管理指導加算		2,000円
退院支援指導加算	(月1回)	6,000円

退院日に当該保険医療機関以外において療養上必要な指導を行った場合（長時間の訪問を要するものに対して指導を行った場合にあっては、1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合）

在宅患者連携指導加算	(月1回)	3,000円
------------	-------	--------

訪問診療、歯科訪問診療を実施している保険医又は訪問調剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上の必要な指導を行った場合

在宅患者緊急時等カンファレンス加算	(月2回に限り)	2,000円
-------------------	----------	--------

※ 在宅療養を行っている利用者であって通院が困難な状態の急変等に伴い、在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより、当該保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している歯科医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合

看護・介護職員連携強化加算	(月1回)	2,500円
---------------	-------	--------

訪問看護情報提供療養費

- | | |
|------------------------------------|--------|
| (1) 訪問看護情報提供療養費1（市町村等に情報提供した場合） | 1,500円 |
| (2) 訪問看護情報提供療養費2（学校等に情報提供した場合） | 1,500円 |
| (3) 訪問看護情報提供療養費3（保健医療機関等に情報提供した場合） | 1,500円 |

退院時共同指導加算	(月1回)	8,000円
-----------	-------	--------

※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者基準告示第2の1の場合月2回加算可

訪問看護ターミナルケア療養費1（在宅で死亡した場合）	25,000円
----------------------------	---------

訪問看護ターミナルケア療養費2（特別老人ホーム等で死亡した場合）	10,000円
----------------------------------	---------

【保険適応外料金】

1. 平日・土・日・祝

- | | | |
|-------------------|--------|--------|
| (1) 9時～18時 | (30分毎) | 5,350円 |
| (2) 6時～9時、18時～22時 | (30分毎) | 6,700円 |
| (3) 22時～6時 | (30分毎) | 8,000円 |

【永眠時のケア】	15,000円
----------	---------

【交通費】

- (1) 自費サービスの場合
実費を請求致します。